

○ 岡山県警察再被害防止要綱

(平成13年11月2日警察訓令第32号)

(概要)

この訓令は、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めたものである。

主な項目の概要は、

- 1 再被害防止対象者等の指定
- 2 再被害防止の措置
- 3 指定期間
- 4 関連情報の適正管理
- 5 都道府県警察間の連携
- 6 刑事施設等との連携
- 7 報告

等である。